

## 鈴鹿市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、定期監査等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和6年10月3日

鈴鹿市監査委員 鈴木 謙 治

鈴鹿市監査委員 山 田 梨津子

鈴鹿市監査委員 田 中 淳 一

### 定期監査等の監査結果に基づく措置について

#### 1 措置の内容

##### (1) 鈴鹿市老人クラブ連合会

所管課／健康福祉部長寿社会課

ア 監査区分 財政援助団体監査

イ 監査結果提出日 令和6年3月27日

ウ 措置通知年月日 令和6年6月27日

エ 指摘事項

労務管理事務等において不適切な取扱いが散見されたので早急に改められたい。

オ 措置結果

税務署、労働基準監督署の関係機関において必要な事務手続きを行うよう助言・サポートを実施し、労務管理事務等が適切に遂行されるよう改められたことを確認しました。

##### (2) 鈴鹿市老人クラブ連合会

所管課／健康福祉部長寿社会課

ア 監査区分 財政援助団体監査

イ 監査結果提出日 令和6年3月27日

ウ 措置通知年月日 令和6年6月27日

エ 指摘事項

経理、服務、文書などについての具体的な規定や基準が整備されていない。財源の多くを公的補助金により運営していることに照らし、場当たりのな取扱いとならないよう公正妥当なルールを整備されたい。

オ 措置結果

厚生労働省が示すモデルを基に助言・サポートを実施し、給与事務等が適切に遂行されるよう就業規則が整備されたことを確認しました。

また、帳票等による適正な経理が行えるよう会計処理規程が整備されたことを確認しました。

(3) 健康福祉部 長寿社会課

ア 監査区分 財政援助団体監査

イ 監査結果提出日 令和6年3月27日

ウ 措置通知年月日 令和6年6月27日

エ 指摘事項

鈴鹿市老人クラブ連合会の監査を実施したので、その結果について所管課として適切に指導されたい。

なお、当該補助金が団体運営に対する補助であることに照らし、個々の事業のみならず組織運営や経理状況にも注意を払い、必要に応じ報告を求め、助言、指導を行うなど、補助担当課の責務を果たされたい。

オ 措置結果

監査結果を受け、所管課として適切に指導いたしました。

また、補助金の支出に際して、適正な事務執行、会計処理が行われているかを確認し、必要に応じて助言・指導を行うなど、担当課としての責務を果たしてまいります。